

令和4年度浅川児童クラブ概要

1 放課後児童クラブの目的

仕事などで昼間保護者が不在になる家庭の小学校1年生から6年生までの児童に対し、授業終了後小学校の余裕教室を活用して安全で豊かな生活時間を与え、児童の健全育成を図るものです。



2 対象児童

- ①保護者の方が家事以外に就労しているため、家庭で子供を見るのが困難な場合
- ②家庭の事情（出産や疾病等）により、家庭で子供を見るのが困難な場合
- ③その他、町長が必要と認める場合

※対象児童の要件から外れた場合は退会していただくこともあります。

※育児休業期間は登録ができません。

3 開会日・閉会日

◆開会日

学校登校日及び夏・冬・春の長期休業中の平日

◆閉会日

土曜日・日曜日・祝日（学校登校日の場合は閉会することがあります）

お盆期間（8月13日～8月16日）

年末年始（12月29日～1月4日）

災害等により小学校が臨時休校となったとき

※お盆期間及び年末年始の期間は、暦等により変更になります。

4 開会・閉会時間

- ①平日（月曜日から金曜日） 下校（13時00分頃）から18時00分
- ②長期休業期間 7時30分から18時00分

5 指導体制

指導員9名程度（常勤指導員が休みの場合は、代替指導員が担当します。）

6 保護者負担金について

①おやつ有の場合：年額 10,000 円（おやつ代＋諸経費＋保険代）

②おやつ無の場合：年額 2,000 円（諸経費＋保険代）

後日納付書を郵送し、町内の金融機関で納付していただきます。

※年度途中退会する場合や、おやつの有無の変更による返金はありません。

ご了承の上、ご家族と話し合いをしてから申請してください。

7 帰宅方法について

平日の帰宅方法は、①か②のどちらかになります。

- ① 下校時刻（午後4時30分）で帰宅する方法（スクールバスでの帰宅も含む）

※おやつ無になります。

- ② 保護者の迎えにより保護者とともに帰宅する方法

（午後4時30分以降は必ず迎えに来てください）

※おやつ有になります。

家庭で話し合いお子さんとの意思統一をお願いいたします。

8 スクールバスについて

小学校では、現在エリアを決めスクールバスを運行しています。スクールバス利用者でもバス時刻までの待合室（図書館）を設ける予定ですので、その点も踏まえ申請検討されますようお願いいたします。

9 主な1日の活動内容

- ・放課後、学校から各自児童クラブ教室に移動し宿題をしたり、校庭・体育館で遊んだり個々の活動をします。
- ・おやつの時間（概ね16時30分頃）があります。
- ・平日は、下校時刻（16時30分）までに各自帰宅するか、保護者の方が18時にお迎えが来るまで児童クラブ教室内で待ちます。

平日の過ごし方（例）

13:30		16:30		18:00
クラブ登会	各自・学習・活動	おやつ・片づけ	各自活動	帰宅

長期休業時の過ごし方（例）

7:30		10:00		12:00		15:00		18:00
クラブ登会	各自・学習・活動	おやつ・片づけ	各自活動	昼食時間	各自活動	おやつ・片づけ	各自活動	帰宅

10 登録申込及び承認について

◆登録申請期間（年度当初より登録を希望する方）

令和4年1月24日（月）から2月14日（月）（土・日・祝日を除く）

◆受付場所・時間

浅川町役場 保健福祉課 8時30分から17時15分

◆提出書類

- ・児童クラブ登録申請書（児童1人につき1枚）
- ・家庭調査票（児童1人につき1枚）
- ・稼働証明書（保護者の方の証明を勤務先からもらってください）
- ・児童クラブ登録希望理由書（就労以外で登録希望の方）
（家庭で面倒を見ることができないことが分かるように理由を書いてください。）
- ・自営業の方は、稼働証明の方に社判等を押して証明してください。

※登録申請期間までに提出書類が揃わない場合は、役場までご連絡願います。
また、町で書類審査等を行い総合的に判断します。申請書を確認の上、登録承認・非承認の通知を送付します。

11 その他

- ・年度の途中から登録を希望される場合、随時受付します。
- ・児童クラブを退会するときは、役場にある退会届に必要な事項を記入して提出してください。

お問い合わせ先

浅川町役場 保健福祉課 36-4123

浅川児童クラブ 36-4858